

お試し滞在施設使用のしおり



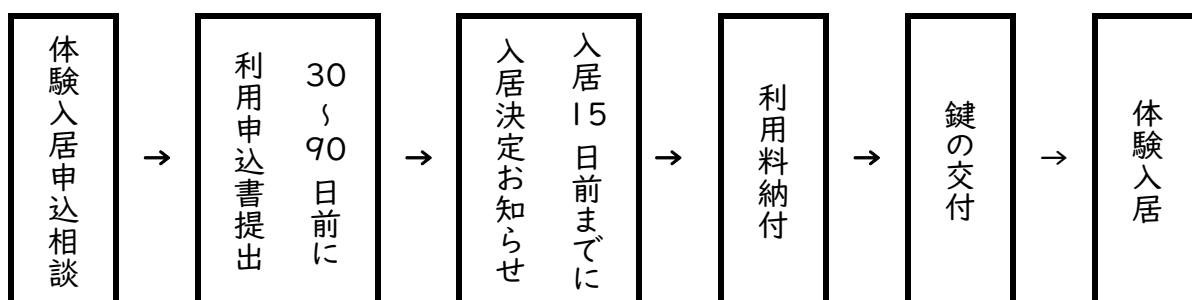
隠岐の島町 地域振興課

1. 入居対象者

入居対象者は次のとおりです。

- ① 本町への定住を希望する者
- ② 町民との交流又は地域活性化を目的とする者

2. 入居施設



入居可能な施設は以下の1施設です。

- **先岬お試し滞在施設** 住所: 島根県隠岐郡隠岐の島町岬町石畑 141 番 33

入居期間は最大1ヶ月とします。

- ① 施設備品: 最低限の備品は揃えております ※フリーWi-Fi 完備

電化製品	テレビ・エアコン・ヒーター・こたつ・扇風機・洗濯機 炊飯器・電気ポット・電子レンジ・掃除機・ドライヤー
ガス	ガスコンロ・ガス給湯器
家具	台所: 食器棚 脱衣所: 洗面台 居間: ローテーブル
調理器具	外設置物: 物干し台・竿・ハンガー 調理器具一式
寝具	布団(敷・掛け)・枕・カバー類

- ② 利用者で準備するもの

消耗品	洗剤類・石鹸・シャンプー・歯ブラシ・歯磨き粉 トイレトペーパー・スポンジ類
その他	タオル類

3. 使用料

先岬お試し滞在施設(木造平屋建) 30,000円(光熱水費込み)

- ① 入居日までにお支払いください。
- ② 入居期間が1ヶ月未満の場合でも払い戻しはいたしません。

4. ライフライン・ごみ出し

- ① 電気、水道、ガスは地域振興課の方で契約していますのですぐに使用できます。供給会社等への使用手続きは必要ありません。
- ② 入居期間に出るごみは、以下のゴミ処理センターへ必ず自己搬入してください。
料金がかかります。詳しくは、「ごみの分け方・出し方ガイドブック」をご確認ください。
(注意)自己搬入は、市販品のごみ袋の使用をおすすめします。町指定のごみ袋に入れて自己搬入をしても、搬入料金が発生します。

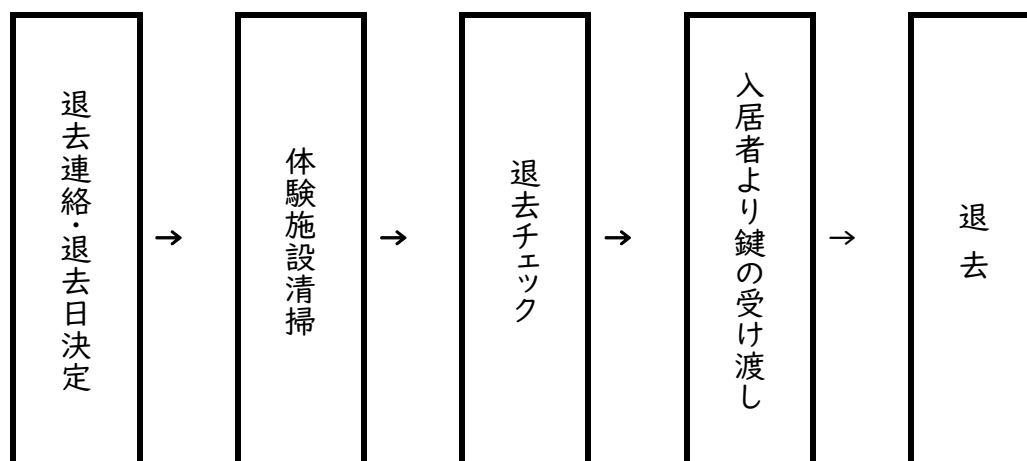
◆可燃ごみ:島後清掃センター(08512-2-6303):隠岐の島町岬町飯の山1-2

◆不燃ごみ:島後リサイクルセンター(08512-2-9888):隠岐の島町今津16

5. 注意事項

- ① 近隣住民の迷惑とならないようマナーを守って生活して下さい。
- ② 建物内は禁煙となります。
- ③ 施設の汚損、破損をした場合、修繕費をご負担頂く場合があります。
- ④ 建物内外でのペットの飼育は禁止とします。
- ⑤ 漏水等の緊急時は、「8.連絡先」までご連絡ください。
- ⑥ 寝具は、マット・掛け布団・毛布・枕・カバーを準備しております(おひとり様1組まで)が、カバーの代えはありませんので、必要な方は洗濯をしてください。
- ⑦ 退去前には、布団のカバー類は洗濯をしてください。
- ⑧ 退去時に建物の中を確認しますので、事前に掃除を済ませておいてください。

6. 退去



7. 提出していただく書類

お試し滞在施設を利用する要件として、利用修了後に「隠岐の島町お試し滞在施設利用終了報告書」により、活動の報告が必要です。退去チェック時等に、必ず提出してください。

8. 連絡先

平日

島根県住宅供給公社 隠岐管理事務所（隠岐の島町役場内）

TEL08512-3-1350

隠岐の島町役場地域振興課

TEL08512-2-8570

夜間

役場宿直 TEL08512-2-2111